

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年6月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予定航海等」とは、輸出貨物等について予定している航海又は航路（空路又は陸路の場合は、当該輸送部分。以下同じ。）をいう。</p> <p>六～八 (略)</p> <p>九 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第26条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ 第3条第1号のてん補危険にあつては、被保険者が第4条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売若しくは賃貸することができなくなった仲介貿易貨物（同条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することがで</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予定航海等」とは、輸出貨物等に係る予定航海又は航路（空路又は陸路を経由する場合は、当該輸送部分を含む。）をいう。</p> <p>六～八 (略)</p> <p>九 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第26条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ 第3条第1号のてん補危険にあつては、被保険者が第4条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売若しくは賃貸することができなくなった仲介貿易貨物（同条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することがで</p>	

<p>きなかった輸出貨物及び販売若しくは賃貸することができなかつた仲介貿易貨物を含む。)の輸出契約等に基づく代金又は賃貸料の額</p> <p>ロ 第3条第2号又は第4号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p> <p>ハ 第3条第3号のてん補危険にあつては、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなつた<u>輸送費用</u>の額から、当該事由が生じなかつた場合に被保険者が負担すべきであつた<u>輸送費用</u>の額を控除した残額</p> <p>十～十三 (略)</p>	<p>きなかった輸出貨物及び販売若しくは賃貸することができなかつた仲介貿易貨物を含む。)の輸出契約等に基づく代金又は賃貸料の額</p> <p>ロ 第3条第2号又は第4号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p> <p>ハ 第3条第3号のてん補危険にあつては、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなつた<u>運賃又は保険料</u>の額から当該事由が生じなかつた場合に被保険者が負担すべきであつた<u>運賃又は保険料</u>の額を控除した残額</p> <p>十～十三 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち、保険契約により規定された損失を、この約款(別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。)の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 被保険者が、予定航海等に関し次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によつて航海又は航路に変更があつたことによつて生ずる<u>輸送費用</u>の増加額を新たに負担することとなつたことにより受ける損失。ただし、次条第1号又は第3号から第9号までのいずれかに該当する事由であつて、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち、保険契約により規定された損失を、この約款(別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。)の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 被保険者が、予定航海等に関し次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によつて航海又は航路に変更があつたことによつて生ずる<u>運賃又は保険料</u>の増加額を新たに負担することとなつたことにより受ける損失。ただし、次条第1号又は第3号から第9号までのいずれかに該当する事由であつて、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。</p> <p>四 (略)</p>	

<p>(損失額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第3号のてん補危険の損失額とは、輸出契約等に関して、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があった場合に被保険者が負担することとなった<u>輸送費用</u>の額から当該事由が生じなかった場合に被保険者が負担すべきであった<u>輸送費用</u>の額を控除した残額から、次条第2号から第4号までの金額を控除した残額をいう。</p>	<p>(損失額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第3号のてん補危険の損失額とは、輸出契約等に関して、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があった場合に被保険者が負担することとなった<u>運賃又は保険料</u>の額から当該事由が生じなかった場合に被保険者が負担すべきであった<u>運賃又は保険料</u>の額を控除した残額から次条第2号から第4号までの金額を控除した残額をいう。</p>	
<p>(損失等発生のお知らせ義務)</p> <p>第17条 被保険者は、第4条第1号から第13号の事由による損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、第4条第14号の事由による損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、原則として<u>45日</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。</p>	<p>(損失等発生のお知らせ義務)</p> <p>第17条 被保険者は、第4条第1号から第13号の事由による損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、第4条第14号の事由による損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、原則として、<u>1月</u>以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失等発生通知」という。）しなければならない。</p>	
<p>(換算率)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 代金等の額又は第3条第3号に規定する<u>輸送費用</u>の増加額が外貨建てのときは、保険価額、第5条の損失額及び第7条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(換算率)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 代金等の額又は第3条第3号に規定する<u>運賃若しくは保険料</u>の増加額が外貨建てのときは、保険価額、第5条の損失額及び第7条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	

附 則

この改正は、令和4年7月1日から実施する。